

建築物に関する中間検査の指定

〔防府市告示第 13 号（令和 7 年 2 月 28 日）〕

1 中間検査を行う区域

防府市の区域

2 中間検査を行う建築物

（１）法で定める建築物（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号）

確認申請(計画通知を含む)が行われる階数が 3 以上の共同住宅で 2 階の床及びはりに鉄筋を配置する工事を含む建築物

（２）特定行政庁が指定する建築物

確認申請(計画通知を除く)が行われる新築(棟別)の建築物で以下のいずれかに該当するもの。((１)の法で定める建築物、型式適合認定に係る建築物、法第 85 条第 5 項及び第 6 項の規定による仮設建築物を除く。)

- ・分譲を目的とする住宅
- ・主要構造部が木造であり、地階を除く階数が 3 である住宅
- ・主要構造部が鉄骨造であり、地階を除く階数が 3 以下、かつ、延べ面積が 300 ㎡以上 1,000 ㎡以下の建築物(平成 14 年国土交通省告示第 667 号に規定するテント倉庫建築物を除く。)

3 特定工程・特定工程後の工程

（１）法で定める建築物

特定工程（令第 11 条）	特定工程後の工程（令第 12 条）
2 階の床及びはりの配筋工事	2 階の床及びはりのコンクリート打設工事

（２）特定行政庁が指定する建築物

建築物の種類	特定工程	特定工程後の工程
木造	柱・はり及び小屋組の建て方工事	壁の内外装工事
木造(枠組壁工法)	耐力壁及び小屋組の建て方工事	壁の内外装工事
鉄骨造	1 階部分の鉄骨の建て方工事	特定工程を覆う工事
RC 造・SRC 造	2 階の床(地階を除く階数が 1 の建築物は屋根)及びはりの配筋工事	2 階の床(地階を除く階数が 1 の建築物は屋根)及びはりのコンクリート打設工事
上記以外の建築物	2 階の床(地階を除く階数が 1 の建築物は屋根)及びはりの配筋工事	2 階の床(地階を除く階数が 1 の建築物は屋根)及びはりのコンクリート打設工事

4 中間検査手数料

検査を行う部分の床面積	金額	検査を行う部分の床面積	金額
30 m ² 以内	13,000 円	1,000 m ² 超～2,000 m ² 以内	68,000 円
30 m ² 超～100 m ² 以内	17,000 円	2,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	170,000 円
100 m ² 超～200 m ² 以内	24,000 円	10,000 m ² 超～50,000 m ² 以内	280,000 円
200 m ² 超～300 m ² 以内	32,000 円	50,000 m ² 超	580,000 円
300 m ² 超～1,000 m ² 以内	50,000 円		

5 お問い合わせ先

担当課 建築課 建築指導室

所在地 〒747-8501 防府市寿町 7 番 1 号

電話番号 0835-25-2449

FAX 番号 0835-25-2107

メールアドレス kensidou@city.hofu.yamaguchi.jp

6 工事管理者の方へのお願い

検査の円滑化を図るため、なるべく早い時期に検査実施機関の検査担当者と検査日程の調整を行い、検査への立会をお願いします。